

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会 [平成15年12月25日] 提出)

(第4回協議会 [平成15年12月25日] 確認)

協定項目	消防団の取扱い
調整の内容	<p>新町の消防団は、各町の消防団を合併時に統合する。</p> <p>(1) 新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。</p> <p>(2) 消防団員の報酬、各種手当等については、合併時に調整する。</p> <p>(3) 消防関係の補助金・助成金については、新町において調整する。</p> <p>(4) 消防関係車両等の購入計画については、合併後に新町において策定する。</p>

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団の組織について		
調整の具体的内容	<p>団員定数：合併時においては、実人員数等を考慮して団員定数を定め、合併後に団員定数の検討を行う。</p> <p>分団数：現行どおり10分団とする。合併後、段階的に分団の統合についての検討を行う。</p> <p>部数：現行どおり46部とする。合併後、段階的に部の統合についての検討を行う。</p>				
調 整 内 容	3 町 の 現 況 (条 例 定 数)				
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町	合 計
	< 階 級 >				
	団 長	1名	1名	1名	3 名
	副 団 長	1名	2名	2名	5 名
	分 団 長	4名	3名	3名	10 名
	副 分 団 長	4名	3名	3名	10 名
	部 長	22名	10名	15名	47 名
	副 部 長	22名	10名	15名	47 名
	班 長	68名	78名	46名	192 名
団 員	498名	163名	322名	983 名	
合 計	620名	270名	407名	1,297 名	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団の構成について
調整内容	3 町 の 現 況		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<p>団長</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部 実人員：36名 女性部 実人員：30名 第1分団 実人員：101名 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 第4部 第2分団 実人員：101名 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 第4部 副団長 <ul style="list-style-type: none"> 第3分団 実人員：153名 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部 第4分団 実人員：188名 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部 第7部 <p>条例定数：620名 実人員：609名</p>	<p>団長</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部 実人員：33名 第1分団 人員：69名 <ul style="list-style-type: none"> 実 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 副団長 <ul style="list-style-type: none"> 第2分団 人員：71名 <ul style="list-style-type: none"> 実 <ul style="list-style-type: none"> 第4部 第5部 第6部 第3分団 人員：85名 <ul style="list-style-type: none"> 実 <ul style="list-style-type: none"> 第7部 第8部 第9部 <p>条例定数：270名 実人員：258名</p>	<p>団長</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部 実人員：8名 第1分団 実人員：115名 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 副団長 <ul style="list-style-type: none"> 第2分団 実人員：124名 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第3分団 人員：135名 <ul style="list-style-type: none"> 実 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部 <p>条例定数：407名 実人員：382名</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団員の報酬等について	
調整の具体的内容		報酬・諸手当及び費用弁償等については、近隣の町等を参考にしながら検討し、合併時に定める。		
調整内容	3 町の 現 況			
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	< 報酬 (年額) >			
	団 長	189,500円	160,000円	164,400円
	副 団 長	134,300円	99,000円	102,000円
	分 団 長	93,900円	66,000円	68,000円
	副 分 団 長	65,600円	53,000円	54,600円
	ラ ッ パ 班 長		27,000円	
	班 長	23,200円	18,000円	19,500円
	団 員	15,300円	15,000円	14,500円
	上記以外に支給している報酬			20,000円 ラッパ手
	< 手当 (年額) >			
	ラ ッ パ 手 手 当	9,800円	6,700円	
	運 転 要 員 手 当	9,800円	6,700円	運転手 29,200円
	技 術 員 手 当	7,700円	6,700円	機械整備員 21,600円
	旗 手 手 当	3,600円		
	< 費用弁償 (1回) >			
	水・火災の場合	1,000円 以内	1,000円 以内	1,000円
	警戒の場合	1,000円 以内	1,000円 以内	1,000円
	訓練の場合	1,000円 以内	1,000円 以内	1,000円
予 防 査 察 要 員	1,200円		1,000円 車両点検の場合	
< 旅 費 >	団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長、分団長については、町長、助役、収入役等の諸給与条例第3条に定める別表の旅費に相当する額、副分団長、部長、班長、団員にあっては、白石町職員の旅費に関する条例に準じ支給する。	職員の旅費に関する条例の規定を適用し、4級以上の職務にある職員が受ける旅費に相当する額を適用する。ただし、消防団長については、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例による。	団員が公務のために旅行し、又は会議に出席したときの費用弁償及び旅費の支給については、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例中監査委員を除いた特別職の職員の規定を適用する。	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防関係車両等について	
調整の具体的内容		消防関係車両等の購入計画は、各町の購入計画を基本とし、新町の地域防災計画において年次計画を策定する。		
調 整 内 容	3 町 の 現 況			
	項 目	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<車両等の保有状況>			
	消防ポンプ自動車	1台	1台	1台
	小型動力ポンプ 付積載車	20台	9台	14台
小型動力ポンプのみ			1台	